

日薬業発第335号
平成23年11月4日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 児玉 孝

保険薬局における一部負担金の受領に応じたポイントの付与について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険薬局における一部負担金の受領に応じたポイント付与につきましては、これまで本会としての考え方をお示ししてきたところですが（平成23年1月21日付け日薬業発第293号ほか）、平成23年11月2日の中央社会保険医療協議会（中医協）において審議され、来年4月1日より原則禁止とすることが了承されました。

主な内容は、①一部負担金等の受領に応じて、ポイントカード（ポイント付与およびその還元を目的とするもの）にポイントを付与することは原則禁止、②ただし、クレジットカードや電子マネーによる支払に伴い生じるポイント付与は、患者の支払の利便性向上が目的であることに鑑み、やむを得ないものとして認め、③「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（以下、「薬担規則等」）を一部改正し、平成24年4月1日より施行一となっております（詳細は、別添の中医協資料を参照）。

薬担規則等の一部改正に係る事務手続きについての今後の具体的スケジュールは未定ですが、後日、省令改正や関連通知が示されましたら、改めてご連絡させていただきます。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

保険薬局等における一部負担金の受領に応じたポイントの付与等について

1. 現状

- 一部の保険薬局において、保険調剤に係る患者の一部負担金の支払に応じて、ポイントを付与する事例が散見されるようになった。
- 厚生労働省としては、こうした事態に対応するため、平成23年1月19日付で、
 - ・ 健康保険法等においては、いわゆるポイントの提供や使用自体を規制する規定はないが、ポイントの提供や使用が一部負担金の減額に当たる場合があれば、これらの規定に違反する。
 - ・ 患者が保険薬局等を選択するに当たっては、保険調剤等に係るポイントの提供やそれを強調した広告といった経済的付加価値によらず、薬担規則に基づき、保険薬局等が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師等が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めること等によりなされるべきである。
- 旨の通知を発出したところ。
- 一方で、現時点においても、ポイントの付与やその広告は継続されており、先般の中医協においても、これを問題視する御指摘があったところ。

2. 今後の対応方針

- (1) 調剤薬局等におけるポイントの提供についての考え方
 - 保険調剤においては、調剤料や薬価が中医協における議論を経て公定されており、これについて、ポイントのような付加価値を薬局が独自に付与することは、医療保険制度上、ふさわしくないのではないか。
 - 患者が保険薬局を選択するに当たっては、保険薬局等が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師等が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めることが本旨であり、適切な健康保険事業の運営の観点から、ポイントの提供等によるべきではないのではないか。
 - こうした考え方は保険医療機関も同様ではないか。

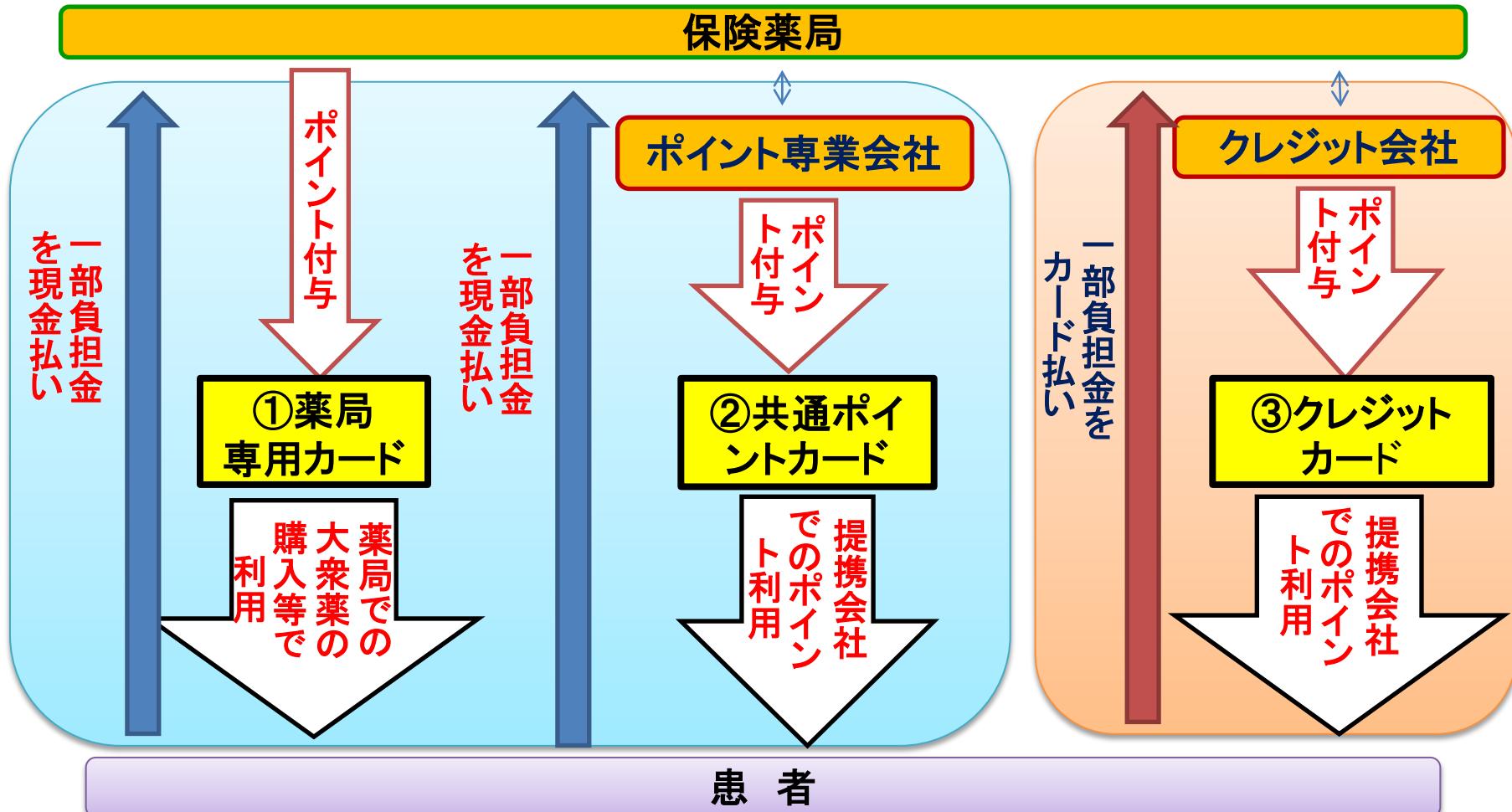
(2) 対応案

- 一部負担金等の受領に応じて、専らポイントの付与及びその還元を目的とするポイントカードについては、ポイントの付与を認めないことを原則としてはどうか。
- 一方で、現金と同様の支払い機能を持つ、クレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネーによる支払に伴い生じるポイントの付与は、これらのカードが患者の支払の利便性向上が目的であることに鑑み、やむを得ないものとして認めることとしてはどうか。
- これらについては、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」を改正することとし、各薬局等における準備期間も必要であることから、施行は平成24年4月1日としてはどうか。

保険調剤に係る一部負担金へのポイントサービスについて

○本年1月、医療課長通知にて、①一部負担金の減額にあたる事例を示すとともに、②そもそも保険薬局は、ポイントの提供といった経済的付加価値によらず、懇切丁寧な調剤、服薬指導の質を高めることで選ばれるべきである旨、周知したところ。

○しかしながら、依然として以下のようなポイントサービスは一定の拡がりをみせている模様。



(対応案)

ポイントの付与を原則認めない(H24.4.1~)

やむを得ないものとして認める